

○期日前投票について

投票日当日、仕事やレジャーなどでお出かけの方は、期日前投票所で期日前投票をすることができます。
この期日前投票所では、**市内全ての有権者**が投票することができます。

期日前投票所	対 象 地 区	開設期間	時 間
西予市役所	市内全域	7月4日（金）～19日（土）	午前8時30分～午後8時00分
西予市明浜支所		7月9日（水）～19日（土）※	午前8時30分～午後7時00分
西予市野村支所			
西予市城川支所			
西予市三瓶支所			
惣川地域づくり活動センター		7月17日（木）～19日（土）	午前8時30分～午後5時00分

※支所の期日前投票所の開設期間は11日間に短縮されました。

○（増設）期日前投票について

以下の増設された期日前投票所では、**対象地区有権者のみ**投票することができます。
投票される方は開設日と投票時間にご注意ください。
野井川地区と窪野地区における増設期日前投票所は、廃止となりました。

期日前投票所	対 象 地 区	開 設 日	投票時間
宮野浦集会所	明浜町宮野浦	7月13日（日）	午前8時30分～午後0時30分
渡江集会所	明浜町渡江		
板ヶ谷公会堂	宇和町明間板ヶ谷		
川津南高齢者等活動生活支援促進施設	城川町川津南		
皆江集会所	三瓶町皆江		